

相続登記制度が新しくなりました

不動産の所有者が亡くなって相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業や取引を進められないという問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が令和3年4月に成立し、各種の法改正や新たな制度が新設されました。



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

相続登記が義務化されます！

相続によって不動産を取得した相続人は、その**所有権の取得を知った日から3年以内**に**登記の申請**をしなければならないこととされました。

この義務化は**令和6年4月1日**からスタートします。

なお、この登記申請義務は、**令和6年3月31日以前に死亡した人の相続についても適用**されます。この場合は、令和6年4月1日から3年以内に登記の申請をしなければならないこととされています。

- 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- 相続登記義務を簡易な方法で果たすための「相続人申告登記」も新たに設けられます。



詳しくは…

なくそう所有者不明土地



相続土地国庫帰属制度が始まります！

土地を相続したものの、その土地を手放したいという人が増えていることから、その土地を国が引き取る制度が新設されました。

この制度は**令和5年4月27日**からスタートします。



引き取りには一定の要件があり、建物や障害物のある土地、境界の争いのある土地など、法律に定められた一定の事実が存在する土地は引き取り不可となっています。



詳しくは…

相続土地国庫帰属制度



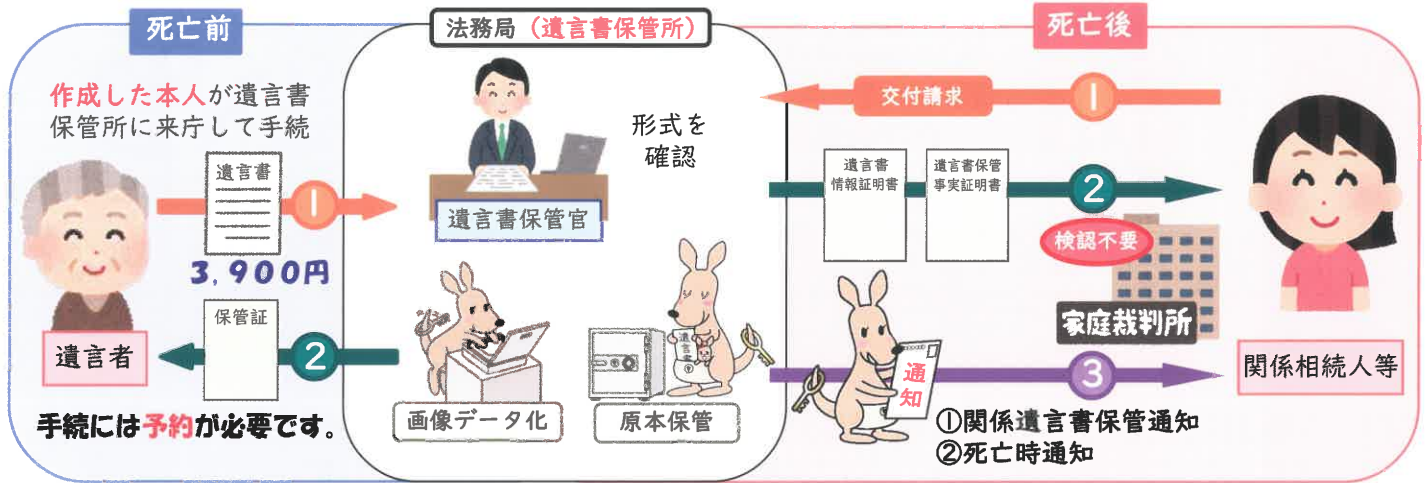
相続に関する制度のご紹介

— 法務局が提供するサービス —



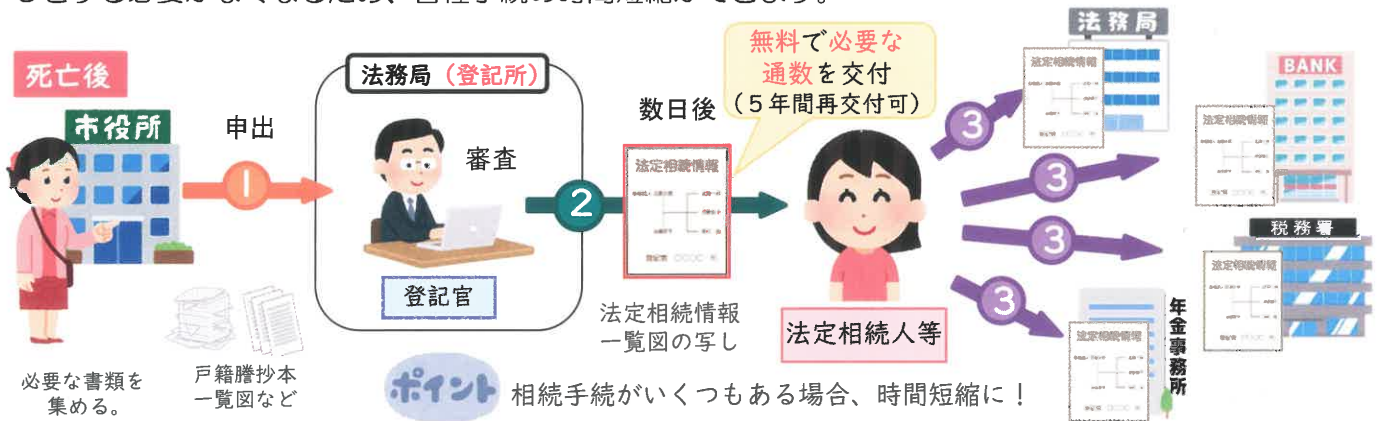
自筆証書遺言書保管制度

遺言者からの申請により、作成した自筆証書遺言書を法務局が保管し、遺言者が死亡したとき、その遺言書に関する各種証明や関係相続人等に対する通知を行っています。



法定相続情報証明制度

相続が発生し、行政機関や金融機関等に対して相続に関する各種手続が必要となった場合、法務局が法定相続人が誰であることを証明した書面を交付します。これにより、各機関における手続において戸籍の使い回しをする必要がなくなるため、各種手続の時間短縮ができます。



詳しくは…

自筆証書遺言書保管制度

法定相続情報証明制度



お問合せは、お近くの法務局へ

松山地方法務局

本局	☎ 089-932-0888
大洲支局	☎ 0893-50-5056
西条支局	☎ 0897-56-0188
四国中央支局	☎ 0896-23-2407
今治支局	☎ 0898-22-0855
宇和島支局	☎ 0895-22-0770
砥部出張所	☎ 089-962-2140

※ 具体的な手続案内は予約制になっています。

※ 個人での手続が難しい方は、弁護士・司法書士・土地家屋調査士など、専門家への相談を御検討ください。

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！





令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります

それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続をとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）

